

## 大阪市条例第28号

### 大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額は、<u>次に掲げる額</u>の合算額とする。</p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者について算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者について算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者について算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u> <u>及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）について算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

項第2号に規定する後期高齢者支援金等  
賦課額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金賦課被保険者（国民健康保  
険法施行令第29条の7第1項第3号に規  
定する介護納付金賦課被保険者をいう。  
以下同じ。）について算定した介護納付  
金賦課額（同号に規定する介護納付金賦  
課額をいう。以下同じ。)

[新設]

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につい  
て算定した子ども・子育て支援納付金賦  
課額（国民健康保険法施行令第29条の7  
第1項第4号に規定する子ども・子育て  
支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

[新設]

(基礎賦課総額)

(基礎賦課総額)

第11条 基礎賦課額（第17条の2の規定によ  
り基礎賦課額を減額する場合にあつては、  
その減額する額を含む。）の総額（以下基  
礎賦課総額という。）は、第1号に掲げる  
額の見込額から第2号に掲げる額の見込額  
を控除した額を基準として算定した額とす  
る。

第11条 [同左]

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算  
額

(1) [同左]

[ア 略]

[ア 同左]

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則  
第7条の規定により読み替えられた法  
第75条の7第1項の国民健康保険事業  
費納付金をいう。以下同じ。）の納付  
に要する費用（大阪府の国民健康保険  
に関する特別会計において負担する高  
齢者医療確保法の規定による後期高齢

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則  
第7条の規定により読み替えられた法  
第75条の7第1項の国民健康保険事業  
費納付金をいう。以下同じ。）の納付  
に要する費用（大阪府の国民健康保険  
に関する特別会計において負担する高  
齢者医療確保法の規定による後期高齢

者支援金等（以下後期高齢者支援金等という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下病床転換支援金等という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下介護納付金という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下子ども・子育て支援納付金という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

[ウ～オ 略]

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

[ア 略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換

者支援金等（以下後期高齢者支援金等という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下病床転換支援金等という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下介護納付金という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

[ウ～オ 同左]

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

(2) [同左]

[ア 同左]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換

換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

[ウ・エ 略]

(基礎賦課額の賦課限度額)

第14条の2 基礎賦課額は、660,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額)

第14条の2の6 後期高齢者支援金等賦課額は、260,000円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の8 子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下子ども・子育て支援納付金賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号におい

支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

[ウ・エ 同左]

(基礎賦課額の賦課限度額)

第14条の2 基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額)

第14条の2の6 後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

[新設]

て同じ。)の額

イ 第17条の2第6項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合におけるその減額の額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の9 子ども・子育て支援納付金賦課 [新設]

額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額及び被保険者均等割額（これらの額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額に、18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。）について算定した18歳以上被保険者均等割額（その額に1円未満の端数があ

るときは、これを切り捨てた額) を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第14条の10 子ども・子育て支援納付金賦課 [新設]

額の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じた額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の11 子ども・子育て支援納付金賦課 [新設]

額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第14条の12 子ども・子育て支援納付金賦課 [新設]

額は、30,000円を超えることができない。

(賦課期日後における納付義務の変動)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発

(賦課期日後における納付義務の変動)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発

生じた場合は、その納付義務が発生した日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額（第14条の2に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（第14条の2の6に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。）、介護納付金賦課額（第14条の7に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。）及び子ども・子育て支援納付金賦課額（第14条の12に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。）の合算額を保険料として賦課する。

2 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

3 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合で、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦

生じた場合は、その納付義務が発生した日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額（第14条の2に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（第14条の2の6に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。）並びに介護納付金賦課額（第14条の7に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。）の合算額を保険料として賦課する。

2 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

3 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合で、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納

課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

4 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合で、その減少した日が月の初日であるときは、その前日。以下この項において減少した日という。）の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額（被保険者数が減少したことにより特定世帯となった場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。）、後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が減少したことにより特定世帯となった場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条の2の5第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。）、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

5 保険料の賦課期日後に世帯主の世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつ

付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

4 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合で、その減少した日が月の初日であるときは、その前日。以下この項において減少した日という。）の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額（被保険者数が減少したことにより特定世帯となった場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。）及び後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が減少したことにより特定世帯となった場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条の2の5第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。）並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

5 保険料の賦課期日後に世帯主の世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつ

た場合は、特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

(保険料の減額)

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び次項において世帯主等という。）について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株

た場合は、特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

(保険料の減額)

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び次項において世帯主等という。）について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株

式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年

式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年

金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び次項において給与所得者等の数という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に310,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める

金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び次項において給与所得者等の数という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に305,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める

金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に570,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

[3 略]

4 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合においては、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

5 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に産前産後期間(出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日)の属する月(以下出産予定月という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間をいう。)を有する出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。)がある場合においては、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に560,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

[3 同左]

4 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額から市規則で定める額を減額する。

5 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に産前産後期間(出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日)の属する月(以下出産予定月という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間をいう。)を有する出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。)がある場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

<p><u>6</u> 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合においては、子ども・子育て支援納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。</p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分以後の保険料について適用し、令和7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。